

## 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会 傍聴要領 (案)

### 1 目的

この要領は、奈良県福祉関係施設指定管理者選定審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会場入口で傍聴受付票に必要事項を記入し、受付を行うこと。
- (2) 傍聴の受付は、開催予定時刻の20分前から開始し、5分前で終了する。
- (3) 会場への入場は、受付終了後、会長から傍聴の許可を得た後、係員の指示に従い、会場に入室する。
- (4) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終する。
- (5) 会議は原則公開とするが、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、審査会の判断により非公開となる場合がある。

### 3 傍聴定員等について

傍聴者の定員は、原則10名とする。ただし、会場の容量によって定員を変更する場合がある。

### 4 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が次の5の事項に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、会長は入場拒否または退場させることができる。

### 5 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 原則、審議途中での入退場は行わないこと。
- (2) 傍聴者は、定められた傍聴席に着席すること。
- (3) 傍聴者は、議事に対して発言を行わないこと。
- (4) 撮影及び録音等を行わないこと。
- (5) 食事又は喫煙は行わないこと。
- (6) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯していないこと。
- (7) 拍手、大声を発する、鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、ビラ配布、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等の行為を行わないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為を行わないこと。

#### (附則)

この要領は、令和 年 月 日から施行する。